

第 45 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 9 月 9 日（木）15：10～15：30
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、後田総務副部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長（オンライン）、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長、山口地域連携部長（オンライン）、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長（オンライン）、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事、森会計管理者兼出納局長、田中デジタル社会推進局長（オンライン）、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、警察本部島田警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、四日市市伊藤危機管理室長（オンライン）、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 45 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・本日午前に、政府の基本的対処方針分科会において本県への緊急事態宣言の適用を 9 月 30 日までとする政府の方針が了承され、本日開催される国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、正式に決定されることになっている。本日の会議はこのことを受け、9 月 13 日以降の本県の緊急事態措置等について決定するため開催するものである。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、本日の発表をもって累計 1 万 3800 人余りという状況。
- ・直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は 55.6 人で減少傾向にはあ

- るが、ステージⅣの基準である 25 人は大きく上回っている。
- すべての医療圏域において新規感染者数は減少傾向にあるが、依然として高い数字を示している。
 - 年齢別発生状況については大きな傾向の変化はない。30 代以下が依然全体の約 6 割を占めている。60 代以上は低水準で、直近週で 1 桁台となっている。
 - 直近週の感染経路不明割合は 35%となっている。
 - 県外由来の感染割合は減少傾向で、直近週で 4%まで減ってきている。県内での感染の広がりが顕著となっている。
 - 家庭内感染が 5 割前後で推移しており、直近週で 63%にまで増加している。職場の割合についても増加しており、直近週で 25%となっている。家族、職場、友人を合わせると 9 割を占めている。
 - 変異株について、現在はほぼ L 4 5 2 R に置き換わっている。
 - 9 月に入ってクラスターが既に 3 件発生している。8 月は 20 件であった。
 - PCR 等検査の実施件数は直近週で 8,872 件、陽性率は 15.7%で、対前週よりもともに減少している。
 - 感染者全体の中で、ワクチン接種歴の無い方は 81.3%、2 回接種した方が 437 名で 5.5%である。2 回接種した方の中で重傷者が 1 名、死亡者が 2 名であり、いずれの方も基礎疾患があった。
 - 病床占有率は 58.1%、重症者用病床占有率は 46.7%でいずれも前日より下がっているが、依然として高い状況である。
 - モニタリング指標は病床占有率、入院率等、4 つの指標でステージⅣの基準を超えている。

(日沖危機管理統括監)

- このことについて何か質問はあるか。
- (質疑なし)

議題 2 「三重県緊急事態措置」について 及び

議題 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12」について

(日沖危機管理統括監)

- 事項 2 「三重県緊急事態措置」について及び事項 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12」について総合対策部から説明をお願いする。

(小西危機管理特命監) 資料 2 から資料 5 に沿って説明

- ・まず資料 2 について説明する。
- ・8月26日、新規感染者数 515 人と過去最多となり、その後も 1 日の新規感染者数は 100 人を超え、依然として多数発生している状況である。
- ・病床占有率は 58.1%、重傷者用病床占有率は 46.7%と高い水準であり、医療提供体制の負荷がかつてないものとなっており、通常医療、救急医療にも影響が及んでいる。
- ・入院調整中や自宅療養の方が、2,234 名となっている。
- ・近隣の愛知県では 1 日当たりの感染者数が 1,000 人を超え、岐阜県でも 1 日あたり 100 人を超えており、予断を許さない状況が続いている。
- ・その中で医療提供体制への負荷を軽減し、必要な医療を必要な時に受けることができる状況を取り戻すため、今しばらく強い対策をとっていく必要がある。
- ・感染を抑え込むために本県のみならず愛知県、岐阜県とも面的な対策をとっていくということが重要である。
- ・こうした中で、本県に発令されていた緊急事態宣言の期間が 9 月 30 日まで延長されることとなった。これに合わせ、三重県緊急事態措置についても期間を 9 月 30 日まで延長する。
- ・県民の皆様、事業者の皆様への要請については、これまでの要請を継続させていただきたいと考えている。
- ・事業者の皆様には、感染者の発生状況などから、共同生活の場において、食堂等共用スペースにおける密の回避、室内の換気の徹底など、感染防止対策の徹底について特措法第 24 条第 9 項により追加して協力要請をさせていただく。
- ・続いて、資料 3 別冊の三重県が実施する対策について説明する。
- ・まず、「医療提供体制」については、病床確保のため、8 月 30 日に感染症法に基づき県内全病院に病床の確保の要請を行った。これにより 9 月 8 日までに、重傷者用病床 6 床を含む 41 床を増床し、計 508 床の病床を確保した。さらなる病床の確保に向けて各医療機関と調整を続けていく。
- ・宿泊療養施設において健康管理体制を充実させるため、抗体カクテル療法等を行えるよう取組を進めている。新たな宿泊療養施設の確保、早期運用開始にも取り組んでいく。
- ・入院待機者、病状が悪化された自宅療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与等、必要な処置を行う臨時応急処置施設の設置を行っていく。また、9 月下旬を目途に、中長期的に対応できる新たな施設の確保に取り組んでいく。
- ・自宅療養者へのフォローアップとして、パルスオキシメーターの追加購入や生活物資の追加調達を適切に行っていく。
- ・「保健所機能の充実」として感染拡大地域の保健所において、積極的疫学調査に注力できる体制を整備し、民間検査機関の活用も図りながら濃厚接触者等

の検査も確実に実施していく。

- ・「ワクチン接種体制の整備」については、三重大学医学部附属病院に開設した三重県アストラゼネカ社ワクチン接種センターにて、18歳以上で接種を希望する方などに接種を行う。
- ・武田／モデルナワクチン接種会場を県内2か所、津市のツッキードーム、四日市市総合体育館に開設し、妊婦の方、12歳以上で接種を希望する方等に接種を行っていく。会場には通訳を配置し、外国人の方や障がいのある方にも接種を受けていただきやすい環境を整備する。
- ・3ページ「まん延防止」「検査体制」として、抗原定性検査キットを感染拡大が懸念される保育所、放課後児童クラブ、認定こども園等を対象に追加して順次配布を行う。また、PCR検査キットを配布し、若い世代を含め、希望される県民の方に幅広く無料で検査できる機会を提供する。
- ・5ページ「県立学校における対応」として、引き続きオンライン学習などの在宅学習を基本として取り組んでいく。児童生徒の心のケアが必要となる場合、対面での面談を行うなど、きめ細かな対応を行う。
- ・9月16日から開始される就職採用選考に向けた指導など、対面での丁寧な指導が必要となる場合には、最大限の感染対策を講じて実施する。
- ・9月30日までに予定をされていた修学旅行、遠足等については延期する。部活動については原則中止する。
- ・「県が管理する施設」については、引き続き休館又は一部利用制限を行う。
- ・「事業者支援」として飲食店時短要請等協力金について、一定の要件を満たす飲食店に対しては協力金の一部早期支給をする。9月10日まで受付を行い、13日から支給を開始する。
- ・8ページ「地域経済応援支援金」として、飲食店の休業や時短営業、外出自粛の影響を受け売上が減少した幅広い事業者に対して支援金を支給する。これまで県が支給する協力金等の対象とならなかった、昼間のみ営業の飲食店等記載の対象事業者である。また、酒類販売事業者等支援金として、10月上旬に申請受付を開始する。
- ・観光事業者支援金の受付期間を、9月30日まで延長して取り組んでいく。
- ・別紙として県有施設の閉館、利用制限の一覧を作成した。
- ・資料4、「三重県指針」ver.12別冊のイベント開催基準についても、緊急事態措置の延長に合わせ、9月30日まで期限を延長する。
- ・資料5については、県が主催するイベントの開催基準である。これについても9月30日まで延長を行う。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、ただいま説明のあった「三重県緊急事態措置」等の内容について資料2から資料5のとおり決定してよろしいか。
(発言無し)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではそのように決定する。

議題4 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・各部からの報告事項について、報告事項がある部局は説明をお願いします。
(報告事項なし)

議題5 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いします。

(鈴木知事)

- ・本日、三重県緊急事態措置を9月30日まで延長することを決定した。
- ・県民の皆さんのご協力によって、感染者数は減少傾向にあるものの、第4波までと比べればまだまだ多くの感染者が発生している。入院調整中や自宅療養中の方も減少傾向にあるものの、まだ多くの方がおられて、残念ながら自宅療養中にお亡くなりになるケースあった。従って、現状は全く警戒を緩める状況にはない。
- ・通常医療にも影響が出ている大変厳しいこの状況を、一刻も早く改善する必要がある。救うべき命が救われる、そういう状況でなければならない。併せて、東海3県のこれまでどおり面的一体となった対策が必要である。感染症で苦しむ人、悲しむ人、そういう人たちを少しでも減らすために改めて対策の徹底をお願いします。
- ・今回の「三重県緊急事態措置」の延長に伴い、県民・事業者の皆様に対しては厳しい要請を継続することになるため、各部局の持つあらゆるネットワークを駆使し、確実かつ丁寧に周知・説明すること。また、職員においては、県民の模範となるよう、一人ひとりが内容をきちんと理解し、確実に実践するとと

- もに、家族・友人など周囲にも協力を促すこと。
- ・医療提供体制の強化を続けているが、病床占有率及び重症者用病床占有率は依然高い水準となっており、医療体制のひっ迫が深刻な状況となっている。引き続き医療機関等との連携を密にし、追加病床の確保等に取り組むこと。
 - ・一層の医療機関の負担軽減等を図るため、臨時応急処置施設を適切に運営するとともに、中長期的に対応できる新たな処置施設を早期に確保すること。また、宿泊療養施設において抗体カクテル療法等が行える体制の整備、新たな宿泊療養施設の確保・早期運用開始に取り組むこと。
 - ・感染者の増加に伴い自宅療養者の数が非常に多数にのぼっている。引き続き療養に必要な資機材等の追加調達を適切に行うとともに、「自宅療養フォローアップセンター」の適切な運営や、感染された妊婦の方に対する入院調整の段階からの専門的な支援により、自宅療養者や入院調整中患者に寄り添ったきめ細かなフォローアップに万全を期すこと。また、民間検査機関の活用も図りながら、保健所における濃厚接触者への検査も確実に実施すること。
 - ・感染力が強いデルタ株への置き換わりが進み、感染経路が不明な患者の割合が高止まりの状況となっている。県営接種会場の開設などによりワクチン接種を推進するとともに、感染者を早期発見し感染拡大防止等を図るため、保育所や放課後児童クラブなどを含めた抗原定性検査キットの配布や、若い世代を含め、検査を希望する県民の方等に対して、無料でPCR検査ができる体制の整備など検査体制の強化に取り組むこと。
 - ・県内全域で、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店への休業要請等や、大規模集客施設等への営業時間短縮要請等を継続する。漏れのないよう周知を徹底、協力をお願いするとともに、問い合わせには相談窓口で丁寧に対応すること。また、要請に伴う協力金等については、早期支給に向け速やかに取組を進め、影響を受ける事業者に対する他の支援策についても、周知を改めて徹底するなど着実に実施すること。併せて、見回りによる協力状況の確認について、厳しい要請をしている中でも事業者の協力を得られるよう、丁寧な説明を行うこと。
 - ・児童生徒の感染が増加している中で新学期を迎えたが、児童生徒の安全を第一に考えつつも、学びは継続する必要がある。県立学校においては、引き続きオンライン学習などの在宅学習を基本とし、人との接触機会をできる限りなくす対応をとること。併せて、児童生徒の生活リズムと心身の健康を維持するため、きめ細かな対応を行うこと。また、保護者の理解と協力を得て、児童生徒に学校内外の普段の生活において自ら感染症対策を意識し、感染リスクが高い活動を控えるなど適切に行動するよう指導すること。
 - ・感染拡大を抑え込むためには、日中も含め人の流れを大幅に減らす必要があ

る。事業者に対する出勤者削減の協力要請について、関係団体等も通じて、改めて周知徹底すること。併せて、県においても、感染症対策関連業務に全力で取り組みつつ、業務の性質上出勤が必要な場合を除き、在宅勤務の活用等により、引き続き出勤者削減に取り組むこと。

- 県職員の感染が新たに判明したところである。各部局・各職員においては、改めて感染防止対策を徹底すること。なお、対策として職場の勤務体制を変更する場合も、行政サービス等の質についてはしっかりと維持できる体制とすること。
- 感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- 以上で本部員会議を終了する。